外洋ダブルス日本選手権２０２３

主催者―競技参加者契約書

外洋ダブルス日本選手権２０２３を開催するにあたり、主催団体　公益財団法人日本セーリング連盟（以下「主催者」という）は全ての参加者と下記の契約を締結する。

第1項　規則の順守

参加者は「セーリング競技規則」（Racing Rules of Sailing）および本大会に適用されるレース公示（Notice of Race）、帆走指示書（Sailing Instructions）のすべての規則および指示に従うこと。

第２項　安全

参加者はレース公示（Notice of Race）に規定されるカテゴリーと、それに準拠するWorld Sailingの発行する特別規定（Special Regulations）に対応し、艇およびに乗組員の安全装備について熟知しその使用訓練が出来ていること。

第３項　責任の所在

主催者およびレース委員会は、参加者およびその艇、参加者によって引き起こされた第三者に対するいかなる損失、損害、負傷、死亡事故に対し何らの責任も負わない。

参加者は自己および乗員、艇の安全、第三者に対する損害に対し全責任を持っている、参加者は主催者が何も出来なかったという理由でその責任について追求出来ない。

またスタートするか、あるいはレースを継続するかどうかを決める責任は参加する艇にある。

「WORLD SAILINGOFFSHRESPECIAL REGULATIONS2023－2023」

1.02艇責任者の責任

1.02.1レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみにあるというRRS 4の下で、艇と乗務員の安全の確保は、艇の責任者の避けられない責任であり、艇の発見、艇が十分な耐航性を有し、荒天の海にも対抗できる体力と適切なトレーニングを積んだ経験豊富な乗員を配置することに最善を尽くさねばならない。

さらに、艇の責任者は、資格を喪失した場合、艇の責任者を引き継ぐ者を指定しなければならない。

1.02.2特別規定の制定または主催組織による使用、または外洋特別規定に基づくインスペクションによって、艇の責任者の完全かつ無限の責任は何ら軽減されるものではない。

第４項　通信手段

レース委員会の発行する帆走指示書に従う通信手段を確実に実行出来ること。

家族等からの要請で捜索に入った場合、それが事実、事故や遭難である場合は勿論、結果的に無線その他指定する通信手段の連絡不通などであり遭難ではなかった場合であっても、出艇参加者側の責任においてその費用のすべての負担を負うことを了解すること。

この場合、連絡の不通が出艇参加者側の連絡義務違反であろうと、通信手段の技術的問題の場合であろうと出艇参加者側の負担を免れるものではない。

第５項 保険

競技参加者は、大会開催前後の期間を含む事故に適用する搭乗者傷害保険および賠償責任保険、ならびに捜査救助費用保険を付帯していること。保険金額に関してはレース公示に定める金額もしくは十分な保険金額であること。

第６項　広告

主催者による広告もしくはスポンサーによる広告契約が存在する場合、World Sailing広告規定20.3.(d)の規定に基づき所定に箇所にステッカーもしくはデカールを表示する義務（大会実施要項に表記されている場合）があること。

カテゴリーCが選択され、参加艇が独自で広告を艇体又はセールに表示しようとする場合、World Sailing広告規定20.4.3に規定する個人広告制度に従っていること。

第７項　著作権

レースイベント全体の著作権は公益財団法人日本セーリング連盟に帰属し、写真、記事、報道内容について参加者の肖像権、プライバシーの内容に触れるものであっても大会期間中のものであれば公益財団法人日本セーリング連盟によって公表、開示されることを拒否できないこと、しかも個々の艇もしくは参加者においては、公益財団法人日本セーリング連盟、もしくは主催者への断りなく、雑誌もしくは、報道紙に有料、無料でレース参加記事を書くことも禁じられること。

第８項　契約の有効性

本契約は必ずしも独立して契約書として存在しなくても、参加申込書やレース公示の裏側にプリントされていても、又レース公示の中に内容として盛り込まれていても有効である。

本契約書に署名することによって競技参加者ならびにその家族は参加者の責任を理解し、受諾したこととする。また、参加者が未成年である場合には参加者の親権者が本契約書の趣旨を理解し署名すること。

参加艇名　JPN

署名　競技参加者艇長　　　 日付

競技参加者　　　　　日付

主催団体　　　　　　日付

　公益財団法人日本セーリング連盟

　　　　外洋ダブルス日本選手権２０２３実行委員長　中澤信夫